入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年12月２日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　小池慎一郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第1476号（№1476）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高知空港事務所新庁舎新築工事

⑶　工事場所　高知県南国市物部(高知空港内)

⑷　工事内容　本工事は、高知空港事務所庁舎等の移転整備に伴う新庁舎の新築を行うものである。庁舎　鉄筋コンクリート造　３階建　建築面積1,627.12㎡　延べ面積3,212.49㎡　建築工事（外構含む）　一式　電気設備工事　一式　機械設備工事　一式　昇降機設備工事　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和６年３月27日まで

⑹　本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の対象工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

⒀　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。なお、特定ＪＶ又は、経常ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶ又は、経常ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の令和３・４年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建築工事業」の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和２年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における令和３・４年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,100点以上であること。また、特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員においては、大阪航空局における令和３・４年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,000点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者（2⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる施工実績を有すること。

１）特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体にあっては、平成19年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、【同種工事１】の要件を全て満たす工事の施工実績（発注者は問わない。民間実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事１】・内容：事務所建の新築又は増築（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造・規模：延床面積2,000㎡以上

２）特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成19年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、【同種工事２】の要件を全て満たす工事の施工実績（発注者は問わない。民間実績又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績も可とする。）を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事２】・内容：事務所建の新築又は増築（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造・規模：延床面積1,000㎡以上

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

①　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体にあっては2⑺１）に掲げる【同種工事１】の経験を有する者であること。

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては2⑺２）に掲げる【同種工事２】の経験を有する者であること。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

６）特例監理技術者の配置は認めない。